

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		責任技術者証の再交付
根拠法令及び条項		新座市指定下水道工事店規則第16条第4項 責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を市長に提出して再交付を受けなければならない。
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	形式審査で足りるため、審査基準の設定は不要である。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成27年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 6日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)